

介護保険のしくみ

介護保険制度は、みなさまが住んでいる大阪市が保険者となって運営します。

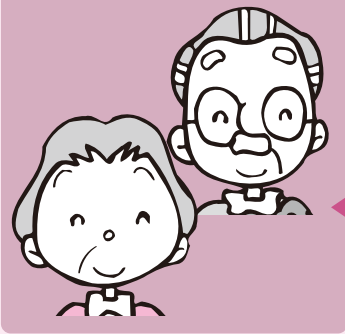
40歳以上の方が被保険者となって保険料を納め、介護や支援が必要になったときに、要介護(要支援)認定を受け、利用料等を負担して介護保険サービスの提供を受けるしくみです。

被保険者

- 保険料を納めます。
- 介護保険のサービス利用に際しては要介護(要支援)認定の申請をします。
- 要介護(要支援)認定をもとに、心身状況等に応じて介護保険のサービスを利用できます。
- 利用料を支払います。
(原則として、サービス費用額の1割、2割または3割。)

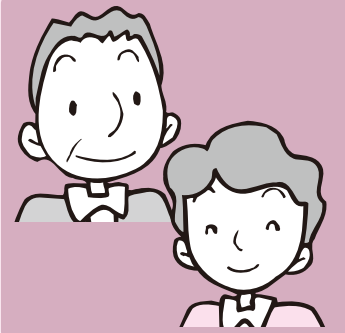
第1号被保険者

(65歳以上の方)



第2号被保険者

(40歳以上64歳までの方)



大阪市

介護保険制度の運営はみなさまが住んでいる大阪市が行います。

- 制度を運営します。
- 要介護(要支援)認定を行います。
- 介護保険のサービスの量や質の向上をはかります。

地域包括支援センター

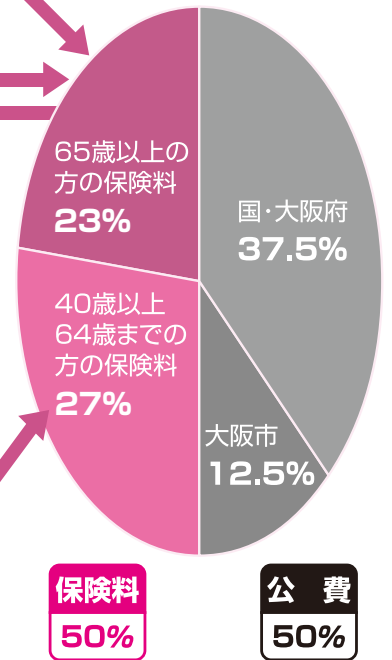
- 介護予防や総合的な相談ができます。

保険料は年金からのお支払い、もしくは納付書などで納めます。

要介護認定の申請

要介護認定の結果の通知

介護給付費の財源



医療保険者

大阪市国民健康保険や健康保険組合など

第2号被保険者の保険料を徴収します。

社会保険診療報酬支払基金

集めた保険料を市町村へ交付します。

納付

交付

サービス提供事業者

利用者に合った介護保険のサービスが提供されます。

- 指定を受けた社会福祉法人、医療法人、民間企業、非営利団体などが提供します。
- 在宅や施設で介護保険のサービスを提供します。

サービスの提供

利用料の支払い

介護報酬の支払い

(国民健康保険団体連合会を通じて行われます。)